

「規制改革ホットライン」規制改革要望

[2014年12月1日]

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
1	保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式の統一化	<p>【提案内容】 保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式を可能な限り統一化していただきたい。 (例えば、子会社に係る保険会社の別紙様式22と持株会社の別紙様式7、保険会社の別紙様式35,36,38,39と持株会社の別紙様式19-22 など)</p> <p>【理由】 保険業法においては、保険持株会社と保険会社に各種届出義務が課せられているが、両者の同一の子会社に係る届出事項において、同様な届出を各々提出しているものがある。これらは、ほぼ同一の届出であるものの、届出様式に微妙な差異がある。 これらの届出の実務においては、保険持株会社とその子会社である保険会社は適宜連携し同時並行で届出書の作成を行っていることから、無用な混乱を防ぐため、また効率化の観点から可能な限り届出様式の統一化を要望したい。</p>	保険業法監督指針 別紙様式 (保険会社の別紙様式22と持株会社の別紙様式7、保険会社の別紙様式35,36,38,39と持株会社の別紙様式19-22 など)	金融庁
2	銀行等他の法律に規律ある者等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	<p>【提案内容】 貸金業法第24条の規制の適用対象から、銀行や保険会社等、他の法律に貸付業務につき規定がある者への債権譲渡を除外していただきたい。</p> <p>【理由】 貸金業法24条2項は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合における当該債権を譲り受けた者についても、貸金業者と同様の厳格な規制(例えば、債務者から弁済を受けた場合に、受取金額と受取年月日を帳簿に記載し、これを契約に定められた最終の返済期日から10年間保存する義務(同法19条、同法施行規則16条、同17条))を課している。そのため、例えば保険会社には通常貸金業法上の規制は及ばない(同法2条1項2号、同条2項、保険業法97条2項、同法施行規則47条5号)にもかかわらず、貸金業者からその貸付けに係る債権を譲り受けたという場合には、保険会社にも貸金業法上の厳格な規制が及ぶことになる。しかし、①銀行や保険会社等は、銀行法や保険業法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応している。このように他の法律で貸付業務につき規律された者に、貸金業者より譲渡された貸付債権について貸金業法の規制が重複して適用されることは明らかに過剰であり、実務的な負担も大きい。②また、債権者が同じ銀行や保険会社であるにも関わらず、譲り受けた一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。③さらに、銀行等が貸金業者から貸付債権を譲り受けたり、保険会社がその子会社たる貸金業者の貸付債権を譲り受けたりする等による、業態を超えた再編・提携の試み、債権管理コストの削減の試みが阻害される。</p>	貸金業法第24条第1項、2項	金融庁

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
3	保険業法等の英訳最新化および施行規則の英訳	<p>【提案内容】 「日本法令外国語訳データベースシステム」における保険業法および施行令の英訳の最新化と、保険業法施行規則の英訳の掲載を要望したい。 なお、保険業法施行規則は分量が多いため、仮に部分訳を先行掲載するのであれば、子会社の認可・届出等に係る、施行規則第85条1項4号 4の2号 4の3号 6号 7の4号 7の5号 17号や、施行規則第210条の14第2項5号 6号などを優先すべきと考える。</p> <p>【理由】 保険会社では、現地保険会社のM&Aなどによる海外事業の拡大を行っている。海外M&Aにおいては、現地子会社のローカルスタッフが本邦保険業法と、これに基づく各種規制等を十分に理解することが必要になる。 また、金融庁の官民RT国際作業部会にてアジア諸国への金融インフラ整備支援を積極的に進めていくべく、情報交換がなされているが、アジアを中心とした他国の保険協会等から損保協会に、日本の保険規制の内容や法令について照会を受けることがある。 政府においては、経済のグローバル化を踏まえて本邦法令の英訳化に取り組みされており、暫定版の段階から「日本法令外国語訳データベースシステム」などに各種法令の英訳が掲載されている。 しかしながら、保険業法に係る法令については、約5年前時点での保険業法と保険業法施行令の英訳掲載に留まり、海外の子会社と認識の共有が必要である保険業法施行規則の英訳が未掲載である。</p>	-	法務省「日本法令外国語訳データベースシステム」
4	道路交通行政の全国統一化	<p>【提案内容】 道路交通行政に関する規制のうち、地域ごとに規制の内容を変える必要性が認められないものについては、規制の具体的内容を、全国で統一していただきたい。例えば、自転車の二人乗り等に関する道路交通行政上の規制を、全国で統一していただきたい。</p> <p>【理由】 道路交通法上、道路交通行政に関する規制のうち、少なからぬ部分については、規制の具体的な内容が、都道府県公安委員会の決定に委ねられ、都道府県ごとに区々の状況となっている。しかし、規制内容が地域ごとに区々になっているがために、国民の予測可能性が害されるというものも存在する。例えば、道路交通法上、自転車の乗車人員に関する具体的な規律は、各都道府県の道路交通規則に委ねられており(道路交通法57条2項)、二人乗りや三人乗りなどについての具体的な規律内容は、各都道府県ごとに区々となっている。そのため、二人乗り等をしてきた自転車運転者が、どの都道府県で事故に遭ったかによって、事故当事者の過失の有無・割合が変化しうる可能性がある。このような帰結は、国民の予測可能性を害し、導かれる結果に対する国民の納得感も得がたいと思われる(例えば、5歳の子供をひもで確実に背負って自転車を運行することは、東京都では適法(東京都道路交通規則10条)だが、県境を超えて埼玉県では違法になる(埼玉県道路交通法施行細則8条(1))。かかるルールに合理性があるとは思われない)。そもそも、二人乗り等の危険性が都道府県ごとに変わるとは思われない。そのため、この点については、国民の予測可能性を担保する観点からも、全国一律の統一的なルールを設けることが望まれる。</p>	道路交通法55条、57条2項	警察庁
5	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	<p>【提案内容】 同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な“認可”を不要としていただきたい。手続きを不要とできない場合は、“届出”に緩和していただきたい。</p> <p>【理由】 他の会社との兼職規制の趣旨は、保険会社に不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がない。また、業務の親和性も高いことから、グループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。 本件は、平成26年6月24日閣議決定の「規制改革実施計画」30ページ(No.66)に記載があり、「平成26年度中検討・結論」とされているので、是非とも実現していただきたい。</p>	保険業法第8条	金融庁

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
6	金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行にかかる認可の緩和	<p>【提案内容】</p> <p>保険業法第98条第2項の認可および銀行法第52条の36の許可を得て、銀行代理業及びそれに付随する事務代行(保険業法98条1項1号、保険業法施行規則第51条1項3号・4号)を行っている保険会社が、その業務内容を銀行法上の届出の範囲(銀行法第52条の39)で変更する場合には(例えば所属銀行の追加を行う場合等)、保険業法上の認可を不要としていただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>同一事案について、銀行法と保険業法とで、強度の異なる規制が二重に課されるという事態、すなわち、銀行法上は届出しか要求されないのに、保険業法上は認可まで要求されるという事態は、望ましくない。</p>	<p>保険業法第98条第1項1号、2項</p> <p>同法施行規則第51条第3号</p>	金融庁
7	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	<p>【提案内容】</p> <p>収入依存先を、①子法人等、関連法人等、及び、②当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。</p> <p>【理由】</p> <p>経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。</p> <p>また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用具の斡旋業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。</p> <p>第1回国民の声にて「保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する」旨の回答されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。</p> <p>本件は、平成26年6月24日閣議決定の「規制改革実施計画」30ページ(No.67)に記載があり、「平成26年度中検討・結論」とされているので、是非とも実現していただきたい。</p>	<p>保険業法第106条第7項、</p> <p>平成14年金融庁告示第38号第2条第1項第1号等</p>	金融庁
8	保険契約の移転にかかわる手続きの簡素化	<p>【提案内容】</p> <p>移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。</p> <p>【理由】</p> <p>(a)簡易な合併手続き(会社法第796条第3項)の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。</p> <p>(b)これに対し、契約移転する際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっていることは合理的でない。</p> <p>本件は、平成26年6月24日閣議決定の「規制改革実施計画」27ページ(No.47)に記載があり、「平成27年度中検討・結論」とされているので、是非とも実現していただきたい。</p> <p>* 簡易合併の条件 合併対価の額が存続会社の純資産額の20%以下</p>	<p>保険業法第136条第1項</p>	金融庁

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
9	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	<p>【提案内容】 中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施する。 もしくは、 ・脱退一時金の支給要件(資産額・加入期間の制限など)の更なる緩和 ・税のペナルティを課したうえで中途引出しを可能とする措置の実施を図る。</p> <p>【理由】 年金受給開始年齢までは長期にわたるが、加入者が将来、中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合など、年金資産の中途引出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある(現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。)。加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引出し要件を更に拡大することが必要と考える。他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給できることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和と税のペナルティを課したうえで中途引出しを認めるべきと考える。</p>	確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法	厚生労働省
10	確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	<p>【提案内容】 老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃する。</p> <p>【理由】 現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。制度導入時において、50歳以上の従業員の加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一環として導入した制度であるのに、従業員からすると60歳で定年退職した際に受給権がないというのは制度の趣旨に反する。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討いただきたい。</p>	確定拠出年金法第33条	厚生労働省
11	確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和	<p>【提案内容】 運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品について、除外要件を例えば「加入者等のうち2/3以上、もしくは過半数の同意」などに緩和する。</p> <p>【理由】 運用商品の除外には、当該運用商品を選択して運用の指図を行う加入者および運用指図者全員の同意が求められているが、現実的に当該運用商品の加入者等全員の同意を取得することは困難である。運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品について速やかに除外できるよう、除外基準を緩和することで、適切な運用商品が選定、提示されることを確保する。</p>	確定拠出年金法第26条、 確定拠出年金法施行規則第20条の2	厚生労働省
12	確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	<p>【提案内容】 中小企業退職金共済制度からの確定拠出年金への制度移行を可能とする措置を実施する。</p> <p>【理由】 中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業規模の拡大に伴い加入要件を満たさなくなった場合など、他制度へ移行できる措置を講じることが、従業員の年金資産を保全する上で必要である。現在、確定給付企業年金と特定退職金共済制度のみが移行先として認められているが、同じ拠出型の制度である確定拠出年金制度(企業型)についても認めるべきと考える。</p>	中小企業退職金共済法第8条、第17条、 法人税法、所得税法	厚生労働省

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
13	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	<p>【提案内容】 家事専従者など第3号被保険者、公務員を個人型制度の対象者とする。</p> <p>【理由】 家事専従者など第3号被保険者が制度の対象外となっていることは、特に拠出期間が短い加入者が退職して第3号被保険者になった場合に拠出の継続が認められないため、将来の年金受給額が少額に留まるといった問題があり、若年層の制度加入意欲を低下させるなど制度普及の阻害要因となっている。 家事専従者など第3号被保険者を個人型制度の対象とすることは、個人の自助努力による資産形成に寄与するほか、確定拠出年金のポータビリティが拡充され、制度の一層の普及促進に資するものと考えます。 公務員についても、老後の資産形成の自助努力を図る観点から、個人型制度の対象とすべきと考えます。</p>	確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法	厚生労働省
14	「企画業務型裁量労働制」の決議届の本社一括届出化	<p>【提案内容】 各事業場単位で労使委員会を設置し決議を行っているが、本社一括の決議を可とし、対象事業場のリストを添付することによって一括届出を可とする。 これにより、異動・転勤などで対象労働者の事業場が変更となる場合において、改めての同意取付を不要とする。</p> <p>【理由】 企画業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっている。 同一企業であれば決議内容に大きな違いはなく、各事業場で個別に届出・同意取付を行うことは非効率的である。 本件は、平成25年度の規制改革ホットライン要望の省庁回答において検討予定とされているので、是非とも検討を進め、実現していただきたい。</p>	労働基準法第38条の4第1項	厚生労働省
15	「企画業務型裁量労働制」の定期報告の本社一括報告化	<p>【提案内容】 各事業場ごとの対象労働者の労働時間の状況、健康・福祉確保の措置を定期的に所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、本社一括の報告を可とする。</p> <p>【理由】 企画業務型裁量労働制の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も6ヶ月ごとに定期報告を行う必要がある。 報告内容については本社にて管理しているため、各事業場の所轄の労働基準監督署宛に届出を行うことは非効率的である。 例えば、「時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定)」を一括で届出している法人等について本社より本社の所轄労働基準監督署ヘリスト等にして届け出ることを可とすることで、制度趣旨を維持しつつ、ロードの削減も図ることができる。 本件は、平成25年度の規制改革ホットライン要望の省庁回答において検討予定とされているので、是非とも検討を進め、実現していただきたい。</p>	労働基準法第38条の4第4項	厚生労働省

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
16	「時間外労働・休日労働に関する協定届」「就業規則」の一括届出時における提出書類の簡素化	<p>【提案内容】</p> <p>現在、一括届出が受理された後、対象事業場ごとの届出本紙を『東京労働局 労働基準部 監督課』内にある配送作業室宛に送付している。今後は、一括届出が受理された後に、対象事業場ごとの本協定対象人数を記載したリスト、および一括届出が受理されたことを示す書類（一括届出に提出した書類の写）を提出することで、対象事業場ごとの届出本紙の提出に代えることを可能とすることを要望する。</p> <p>なお、当該リストの記載内容についても労使間で確認を行うため、現行の制度趣旨を果たすことが可能である。また、東京労働局が各対象事業場を管轄する労働基準監督署へ書類を送付する際の効率化にも寄与するものと考えられる。</p> <p>【理由】</p> <p>本社と各事業場の内容が同一である場合は、就業規則や36協定を、本社を管理している労働基準監督署に一括して届け出ることができる。</p> <p>この場合、本社を含む事業場の数に対応した必要部数の就業規則や36協定を届け出る必要がある。一括届出が受理された後、対象事業場分の書類を『東京労働局 労働基準部 監督課』内にある配送作業室宛に紙媒体で送付している。全ての事業場で内容は変わらないため、各労働基準監督署用に届出内容を大量印刷の上、配送することは非効率的であり、また各労働基準監督署への周知に時間を要している。</p>	労働基準法第36条	厚生労働省
17	自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着化	<p>【提案内容】</p> <p>自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着の法制化を要望する。</p> <p>【理由】</p> <p>現在、自動車盗難は組織的窃盗団による転売目的の犯行が主流で、犯行の手口は高度化され、キーをかけるだけの対策では不十分である。自動車盗難による収益は反社会的勢力の資金源となっており、盗難車を用いた国際的テロも散見される。</p> <p>既にEU諸国、豪州、中東湾岸諸国などではイモビライザの標準装着が法制化されている。米国では部品取り防止のためのVINナンバーが法制化され、イモビライザの法制化には至っていないが、実態として95%の車にイモビライザが装着され、更にイモビライザが装着されていればVINナンバーの刻印が免除となるなど高い信頼を得ている。日本においては、数年前まで高級車やRV車など盗難被害の多い車を中心に普及が進んだが、徐々に大衆車や軽自動車にも装着されるようになり、2013年の自工会の調査では、国内向けに生産された180車種のうち、標準装着、一部標準装着、オプション装着を含めると158車種にイモビライザが装着可能となっている。しかしながら、2013年に国内向けに生産された自動車420万台のうちイモビライザ装着車は340万台であり、普及率は80%に留まる。</p>	道路運送車両法保安基準第11条の2	国土交通省
18	自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)と軽自動車検査情報提供システムサービスの統合	<p>【提案内容】</p> <p>自動車検査登録情報サービス(AIRIS)と軽自動車検査情報提供システムサービスを統合する等、利便性の向上からも同一機関での提供を要望する。</p> <p>【理由】</p> <p>現在、自動車の「登録情報」は、登録車は自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)、軽自動車は軽自動車検査情報提供システムサービスにより電子情報を取得することが可能である。しかしながら、電子情報の取得に必要な契約データ(登録番号(車両番号)+車台番号等)だけでは登録車、軽自動車の別が区分できず、複数件検索等のサービス利用にあたり、サービス提供機関が異なることにより、利便性が低く利用しづらい状態にある。</p> <p>これについて、地方運輸局における検査情報を国土交通省が登録車情報と合わせて一元管理することを可能とし、上記サービス提供に関しても同一機関による提供を可能とするよう要望したい。</p> <p>また、現行のサービス利用時間は、自動車検査登録情報サービス(AIRIS)は「平日及び土日祝日9:00～17:00(年末年始(12月29日～1月3日)はサービス利用対象外)」、軽自動車検査情報提供システムサービスは「平日9:00～17:00(土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)はサービス利用対象外)」となっており、利便性向上の観点からサービス利用時間を拡大いただくことを要望したい。</p>	道路運送車両法施行規則	国土交通省

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
19	商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除	<p>【提案内容】 会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除する。</p> <p>【理由】 過去に中央省庁OBを狙った殺傷事件が発生したが、企業トップもいつテロ行為の標的にならないとも限らない。こうした状況下、商業登記簿謄本で会社代表者の住所を誰でも取得できる状態を放置することは、このリスクを高めるのみならず、個人情報保護の風潮にも逆行するものである。 登記簿への住所記載の理由は、登記の真実性担保、第三者による代表者への責任追及のため、過料制裁の通知のため等が考えられるが、代表者の住所を必要とする者は代表者との利害関係を証明することで住所記載の証明書を取得できる、とすることで十分機能を果たせると考える。 本件は、平成26年6月24日閣議決定の「規制改革実施計画」30ページ(No.67)に記載があり、「平成26年度中検討・結論」とされているので、是非とも実現していただきたい。</p>	会社法第911条第3項第14号、商業登記規則第30条第1項	法務省
20	電子的手法による住民税額の決定通知・変更通知の義務付けおよび通知書フォーマットの統一化	<p>【提案内容】 企業に対する住民税額の決定通知・変更通知について、全自治体に対し、電子的手法による通知を義務付けるとともに、通知書のフォーマットを統一する。</p> <p>【理由】 地方税法の改正により、企業側が提出する給与支払報告書は、電子データによる提出が義務化され、eLTAXも全市町村に導入されるに至った。それに伴い、eLTAXを利用して電子データで報告を行った場合には、各市町村へデータが振り分けられることとなり、報告書の提出にかかるコストは一定削減された。他方、市町村から送付される「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」「給与所得にかかる市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」に関しては、市町村により対応がバラバラな状況にあり、書面によるものとデータによるものが混在しているうえ、フォーマットにもばらつきがある状況であって、まだ企業側にかかなりの負荷がかかっている状況にある。特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する予定であるとのことであるが、市町村によって対応が異なることとなると、日本各地に展開している企業にとっては、負荷削減効果は引き続き限定的となる。住民税額の決定通知・変更通知の方法(書面・電子)やフォーマットが市町村ごとに異なると、管理が非効率であり、紙で送付された場合には企業でデータ化する際のインプットミスによる誤徴収も生じうる。したがって、少なくとも支払報告書の電子提出が義務づけられている企業に関する各種通知に関しては、全自治体に対し、電子的手法による通知を義務付けるとともに、通知書のフォーマットを統一すべきである。</p>	地方税法第317条の6、7、第321条の4、5 地方税法施行規則第2条、第10条	総務省 各地方自治体

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
21	第三者による住民票の写し等の交付請求に対する、市町村長による交付決定に係る判断基準の緩和・全国一律化等	<p>【提案内容】 保険会社が保険契約者(以下「契約者」という)の住民票の写し等の交付を請求した(以下「交付請求」という)ときには、市町村長は、当該保険契約の存在を確認することができれば当該交付請求に応じるものとしていただきたい。また、交付請求に必要な提出書類・事務手続の全国一律化もお願いしたい。</p> <p>【理由】 現行法上、第三者による住民票の写し等の交付請求が認められるか否かの判断は市町村長の裁量に委ねられている(住民基本台帳法12条の3)。この点に関して、平成20年12月19日に総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳担当課長に対して事務連絡が通知されたが、いまだに具体的な取扱いは市町村毎に区々な状況にある。しかし、保険会社は、当該保険契約にかかる権利義務内容が記載された書類や、契約者が保険金・返戻金等を受け取るための手続書類、契約者が所得控除を受けるために必要となる保険料控除証明書など、契約者の権利義務に関する重要な書類を契約者の住所に多数郵送するところ、交付請求が認められないことによって契約者の連絡先が不明な状態が続くと、重要な書類を契約者に提供できず、結果として、契約者に、本来行使できる権利を行使できない等の不利益を被らせるおそれがある。また、住民の個人情報の要保護性が市町村毎に変化するものではないことに鑑みれば、市町村毎に交付請求の可否が分かれうることになる現行制度の状況は不合理である。一方、保険会社は、保険金請求案内事務等を個々の契約者毎に迅速かつ適切に行えるような適切な保険金等支払管理態勢の構築や、契約者本人への継続的なアクセス確保の取り組みが求められ(平成26事務年度金融モニタリング基本方針VI-2-1(1)参照)、契約者の連絡先が不明になった場合には、可能な範囲で調査を行う義務が課されている(保険検査マニュアル「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」-Ⅲ-2-⑧)。このように、保険会社は、契約者に十分な情報と権利行使の機会を与えるべく、契約者へのアクセスを確保することが義務付けられているのであって、かかる義務を履行するためには、連絡先不明の契約者につき、交付請求が滞りなく認められる必要がある。また、交付請求に際して市町村毎に異なる提出書類、事務手続が要求されることは、全国で事業を展開している企業にとっては徒らに事務処理コストがかかる結果となるため、是正すべきである。</p>	住民基本台帳法第12条の3	総務省
22	自動車リサイクルシステムを活用した中古自動車の解体部品の通関手続き時における監視強化	<p>【提案内容】 無許可解体業者等による盗難車の不正輸出の防止を図るため、中古自動車を部品に解体し、輸出する際の通関手続き時に、輸出申告者が自動車リサイクル法に基づくマニフェストを税関に提示するという新潟港の取り組みを、全国の港に拡大するよう要望する。 (参考: http://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y035-11/ref14.pdf)</p> <p>【理由】 自動車は一旦部品に解体されてしまうと、その部品が盗難車のものか判別する手立てがないため、現状、盗難車は大半が解体され、中古自動車部品として不正に輸出されている。不正輸出防止に向け、新潟港では自動車リサイクルシステムを活用した独自の取り組みが行われている。関係省庁が協力し、新潟港の取り組みを全国の港に拡大するよう要望する。本件は、平成25年度の規制改革ホットライン要望の省庁回答において検討項目とされているので、是非とも検討を進め、実現していただきたい。</p>	-	警察庁 財務省 経済産業省 環境省

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
23	インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止	<p>【提案内容】 インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通を阻止するため、また、違法な出品者への対策のため、相手方確認の強化および申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度を設けることを要望する。</p> <p>【理由】 インターネットオークションを通じて盗品カーナビの流通を阻止するための規制が存在していない。平成21年度に総合セキュリティ対策会議がまとめた報告書において、インターネットオークション事業者に対し「出品時のカーナビの製造番号の記載の義務化」、「製造番号に係る部分の画像の掲載の推奨」、「盗品と疑わしきカーナビの製造番号の検索可能化」などを行うことが望ましい旨記述され、一部のインターネット・オークション事業者においてはこれらの対策が実施されている。しかし、カーナビ被害の盗難件数は依然として多い状況にあり、盗品カーナビの流通阻止を目的にインターネット事業者における出品者確認の強化および申告義務違反に対する出品者の行政処分・罰則の規定を設けるべきである。</p>	古物営業法第21条の2、第21条の3	警察庁
24	イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定	<p>【提案内容】 自動車の盗難防止を図るため、自動車盗難対策として最も効果的であるイモビライザ(電子的なキーの照合による自動車盗難防止システム)を無効化する器具の所持を、業務その他正当な理由による場合を除いて制限する法令の制定を要望する。</p> <p>【理由】 イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした条例が愛知県(2013年7月)、茨城県(2014年7月)で施行されたが、現状、法令化まではされていない。近年、自動車の盗難を防止するために車両に装備している「イモビライザ」の機能を無効化する器具を用いた盗難が増加し、反社会的勢力および不良外国人の資金源になっている。インターネット上で購入できるときもあり、この器具が広く流通するに至っており、所持できること自体が問題となっている。また盗難車両を用いた二次犯罪も発生している。このような状況に対し、何ら対策を講じなければ、自動車盗難が増加し続け、消費者がイモビライザ装着車を選好したとしても自動車盗難に遭うことを防ぎようがない。住宅侵入犯罪が増加したときに、その対策として「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」(いわゆるピッキング防止法)が制定したように、イモビライザを無効化する器具の所持等を法律で規制し、国民の財産を守る方策を講じる必要がある。類似した立法目的を有するピッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数は激減したことと同様に、自動車盗難を激減させることができる。また、反社会的勢力および不良外国人の資金源を断つことにつながり、社会の安全・安心に寄与しうる。</p>	—	警察庁 国土交通省 経済産業省